職業安定分科会雇用保険部会（第215回）	資料２－２
令和８年11月10日	

「労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会」
ヒアリング資料（事前提出資料）

令　和　８　年　１　１　月

一般社団法人　全国農業会議所　経営対策部

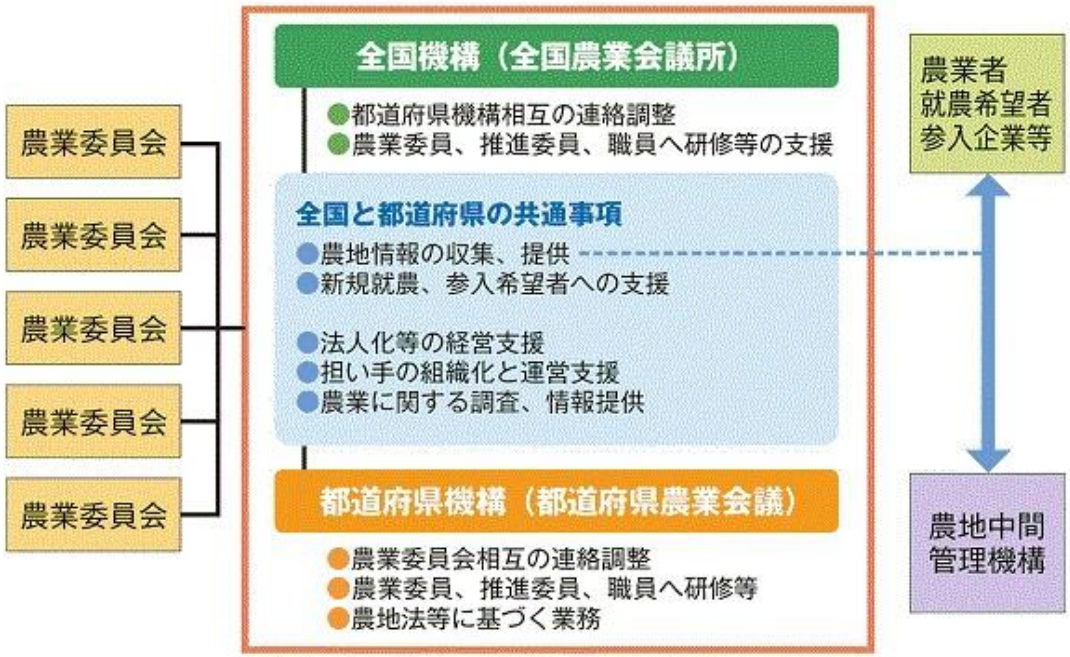
一般社団法人　全国農業協同組合中央会　営農・担い手支援部

報告者紹介

（一社）全国農業会議所

一般社団法人 全国農業会議所は、広く農業・農業者の立場を代表し、農業の健全な発展を図る全国組織です。

会員相互の連絡調整、農業一般に関する意見の公表、情報の提供などを行うことによって、農業生産力の増進や農業経営の合理化を図り、農業の健全なる発展に寄与するとともに、市町村農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構の事務の効率的・効果的な実施を支援します。

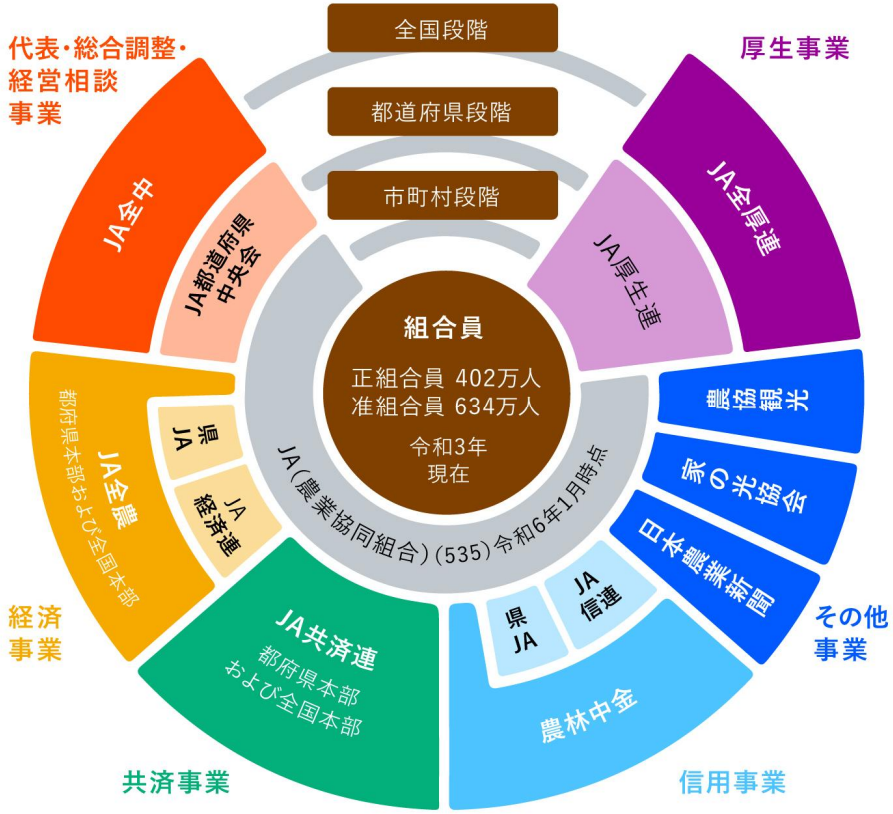


農業委員会ネットワーク機構の組織と活動

（一社）全国農業協同組合中央会（JA全中）

JAとは、生産者を中心とした「組合員」が、相互扶助の精神をもとに農家のためだけでなく、よりよい地域社会を築くことを目的に組織された協同組合です。

一般社団法人 全国農業協同組合中央会（JA全中）は、わが国の農業協同組合（JA）が結集した組織です。組織・事業の枠を越えて連帯するJAグループの代表として、協同組合原則にもとづき運営されています。



【ヒアリング事項】

雇用保険暫定任意適用事業の見直しについて

（１）暫定任意適用事業の見直しについて

- 農業経営者および農業労働者（以下、農業者）にとって、労働環境整備の観点から、失業等給付及び育児休業等給付および、雇用安定・能力開発事業（以下、二事業）が有用なものとなり得るよう、検討を進めることは理解する。一方で、農業現場の実態を踏まえ、給付や二事業を利用しやすくするための検討・準備が必要であると考える。
- 検討を進めるにあたり、多様な農業者を包含する農業現場の実態や、厳しい農業経営の環境（労働者の賃金水準等を含む）について十分配慮することが必要である。

（２）農業分野について検討をいただく上での課題（具体例）

- 失業給付等および二事業については、農業の産業特性からして農業者が活用しにくい環境となっており、なかでも能力開発事業は全国的に利用できる環境整備もされていない状況にある。産業分野間および経営体（個人・法人）の格差是正を図る必要がある。
- 農業に関わらず家業をベースとした産業は、半農半Ｘ等の兼業や新規就農等の準備を目的とした研修生等、多様な就労形態があり、労働者としての境界が明確となっていない例も見受けられる。また、農業の場合、雇用形態に関わらず、隣家の農業経営体に転職する等の例も見受けられ、転職が容易な環境にある。そのため、加入主体である農業者へのきめ細かい制度周知が必要である。
- なかでも労働者性の判断が農業者にとって明瞭であることが求められ、季節的・短時間の雇用家族従業者など適用対象の判断に迷いやすいケースについて、具体例を用いた周知と相談対応が必要である等、農業者の混乱が生じないよう所管官庁が業所管官庁の協力を得て資材を作成するほか、周知・相談機能を発揮する必要がある。

【ヒアリング事項】

雇用保険暫定任意適用事業の見直しについて

（２）農業分野について検討をいただく上での課題（つづき）

- 雇用保険の加入に際しては、所要の手続きによる混乱や、時間がかかること等が懸念されるため、所管官庁が業所管官庁と連携し、適切な労務管理がなされるように支援措置を講じる必要がある。任意加入の勧奨を進めるにおいても、農業者への制度および事務手続きの理解にかかる期間として、相応の年数が必要と考える。
- そのため、所管官庁・業所管官庁において、現場の地方支分部局が、農業労働環境における理解を深めるとともに、農業者の加入から給付および雇用安定・能力開発事業までの一貫した周知・相談機能を発揮いただく体制整備が必要である。
- 現在、農業団体では、厚生労働省・農林水産省からの協力要請に基づき、令和１３年の労災保険の暫定任意適用事業の廃止に向けて、１７万を超える農業経営体に対してその周知と任意加入の勧奨に努めている段階にある。農業者の実態および農業団体の協力体制整備状況からしても、当面の間、雇用保険の加入に際し、任意加入の勧奨を含め、協力体制を整備することが難しい状況にある。
- 農業者の事務負担については、社会保険労務士の体制や事務組合等の実態把握を行い、実情を踏まえた措置を検討する必要がある。前記の背景等から労災保険とは異なり、現時点で農業協同組合による事務組合にて雇用保険を取り扱っている例はごく少数である。